

静岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業費交付金交付要綱

第1 趣旨

知事は、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応し、福祉・介護職員の処遇改善のため、福祉・介護職員処遇改善支援事業を実施する県内の障害福祉サービス施設・事業所等に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「福祉・介護職員処遇改善支援事業」とは、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱（令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和6年2月8日こ支障第26号こども家庭庁支援局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業をいう。

第3 交付対象及び交付額

別表1のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（様式第2-1号）

ウ 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）（様式第2-2号）

エ その他別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の決定

知事は、交付申請書等を受理したときは、当該申請を審査し、交付金の交付決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

第6 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 知事は、交付金の交付の決定後、交付金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付金の全部又は一部を返還させることができること。

(2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、申請者に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、申請者はこれに従わなければならないこと。

(3) 申請者は、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 申請者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ならないこと。

- (5) 申請者は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

第7 交付の取下げ

申請者は、交付金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第3号）

イ 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（様式第2-1号）

ウ 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）（様式第2-2号）

第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第4号）

イ 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（様式第5-1号）

ウ 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）（様式第5-2号）

エ その他別に定める書類

(2) 提出期限

令和6年10月31日（ただし、第6の(4)により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日又は令和6年10月31日のいずれか早い日）

第10 交付額の確定等

知事は、事業完了又は廃止に係る交付金事業の成果の報告を受けた場合においては、第9の実績報告書等の書類の審査等の結果、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

第11 交付金の交付

知事は、第5で決定した額を概算で交付するものとする。

第12 返還

交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の交付金に適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の交付金に適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の交付金に適用する。

別表1（第3関係）

対象事業	対象経費	交付額	交付率
福祉・介護職員処遇改善支援事業	福祉・介護職員等の処遇改善に充てられた経費	次により算出された額（1円未満の端数切り捨て） 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあつたため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整は含まない。）。また、障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含める。）にサービス別交付率（別表2）を乗じた額	10/10

別表2

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。